

# 平成30年7月定例総会

平成30年7月4日開催

## 議 事 録

土佐清水市農業委員会

# 平成30年度第4回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年7月4日(水) 午前10時から10時30分

2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 会議室

3. 出席委員 (12人)

会長	4番	安田 芳秋
職務代理	8番	上野 清吉
	1番	谷岡 孝也
	2番	岡崎 正直
	3番	横山 保幸
	5番	宮上 昌三
	6番	山本 美加
	7番	橘 なぎさ
	9番	弘田 好希
	10番	田邊 昌一
	11番	池 俊伸
	12番	中山 巖

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

議案第1号	農地法第3条の規定による許可の審議について
議案第2号	農地利用集積計画(利用権の設定)の審議について(2件)
議案第3号	非農地証明の審議について(3件)
議案第4号	農業振興地域整備計画の変更(農用地除外)申請について
議案第5号	その他の件について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	二宮 眞弓
事務局係長兼農林水産課長補佐	岡田 哲治
農林水産課農業係長	濱田 三幸
農林水産課主幹	出口 直人
農林水産課主幹	中山 真寿美
事務局員	細川 美佐

## 会議の概要

議長  
(安田会長) おはようございます。それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会7月定例総会を開催いたします。

この際、本日の遅刻・欠席はありません。

事務局長より、一言お願いします。

局長  
(二宮) おはようございます。この総会が終わった後、新しい体制のことで皆さんに日程等、お知らせさせていただきますが、今日お集まりの皆さん委員さんは、今月末までの任期となっておりますが、本当に長いことありがとうございました。引き続き農業委員さんと推進委員さんになって頂いた皆さん、引き続きよろしく申し上げます。会長、最後よろしく申し上げます。

議長 それでは、議事に移りたいと思いますが、その前に、6月30日の作業に出ないからだったのが、ちゃんと所用がありまして、よう出んずくに最後のご奉仕が出来なくて申し訳ございませんが、この、作業の写真を見る限りぎょうさんの方で、初期の目標が達成されておりまして、本当にご苦労さんでございました。

それでは、議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 農地法3条の規定による許可の審議について

議案第2号 農用地集積計画(利用権の設定)の審議について(2件)

議案第3号 非農地証明の審議について(3件)

議案第4号 農業振興地域整備計画の変更(農用地除外)申請について

議案第5号 その他の件について

の審議についてお願いいたします。

なお、本日の議事録署名人委員として、6番山本委員、7番橋委員の2名を指名いたします。

最初に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可の審議についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局  
(岡田) はい、説明いたします。1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議についてでございます。この案件は、審議を頂いた大岐茶屋駄場の案件でございます。譲渡人が市となっております、譲受人は記載の通りでございます。土地は大岐の茶屋

駄場2777番地109、2777番地137の2筆でありまして、10,309.92㎡です。額としましては、9,279,000円で売却をしております。

第2項の土地の利用状況の関係ですが、譲受人ですが、農作業従事日数は159日。保有の機械は、借受けでございますが、トラクター1台、耕うん機1台、軽トラック1台で、この農地を対応する事となっております。次の2ページ目をご覧ください。

農地の状況でございます。皆さんもご承知の通り、大岐の茶屋駄場の前回売った土地の上の2筆でございます、写真の通りでございます。

3ページ目をご覧ください。農地法第3条の調査書のところで、所有権の移転でございます。譲受人は記載の通りでございます。第2項第1号、全部効率利用のところでございますが、譲受人は今回の購入により、営農計画からみても農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。第2項第2号、農業生産法人以外の法人、個人なので適用はございません。第2項第3号の部分でございます。信託ではないので適用はなし。第2項第4号の農作業常時従事でございます。譲受人本人と妻の2名により常時従事が見込まれる、としております。第2項第5号、下限面積の部分ですが、譲受人は今回の購入において農地が該当地区の下限面積を超えるものでございます。第2項第6号、転貸の禁止でございますが、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には当たらないということでございます。第2項第7号、地域の調和です。農薬等の利用方法については、地域の防除基準に従い、営農を行うこととしておりますので影響はないと考えます。

以上でございます。

安田委員

今、説明がありました。私も補佐と現地を見て、まあ、以前売買の希望者がなかった所でありまして、まあ、この方は、大岐におった方でして、また大岐に帰ってくるということで、大岐部落としては、一つの新しい農業者が来た、こういう喜びの声も聞くわけでありまして。ただ、現況を見てのように、大きな切り株やら色々ありまして、すぐに農地に全部するという事は出来ませんが、以前農地としてハウスを作っていた、そういう所は、そく、出来ますので、そういう所から順次やっていると、ブルも小さい物をお兄さんが持っております、そういうがで開墾しながら楽しく農業をやって行きたいという、本人の意向もありまして、まあ、これは売りに出しても、無った所で、これを地元の者がやると言うのは良いことだと地元の者も喜んでるところであります。

議長

他に意見はありませんか。ご意見はありませんか。

無いようですので、これで審議を打ち切り採決をいたします。

議案第1号について

をお諮りします。申請の通り承認する事に賛成の方は挙手願います。

挙手全員であります。よって本件は可決といたします。

次に議案第2号の農地利用集積計画(利用権設定の審議)2件についてを議題といたします。この案件は山本委員さんの親族になりますので山本委員の一時退席をお願いします。

事務局より説明を求めます。事務局。

事務局  
(出口)

議案書4ページをご覧ください。議案第2号農地利用集積計画(利用権の設定)の審議についてご説明いたします。

借受人、地区、下ノ加江、住所氏名は記載の通りです。担当委員さんは宮上委員さんになります。認定住所は記載の通り、地目すべて田、面積は2筆合わせて2,888㎡、作物はネギを作る予定です。始期につきましては平成30年7月10日、終期は平成35年7月9日までとなっております。

使用貸借ということで賃料はありません。

借受人の農業経営の状況につきましては、農作業従事日数は、200日。世帯員5人の内3人が農業従事者です。なお、両親共に農業を行っておりますが、両親とは別経営でネギの栽培については一人で行っています。雇用労働力については、基本的には一人で行いますが、繁忙期については臨時雇用を行い対応するということです。家畜飼育はありません。

農機具所有状況としましては、ハウス1棟、管理機1台、トリマー1台、自動車1台、洗浄機1台となっております。5ページ、6ページには航空写真、現況写真を添付しております。以上、いずれも借受人は、農業経営基盤強化法第18条第3項の要件等の抵触も無く、要件を満たしていると考えますが、よろしくご審議のほどお願い致します。

議長

ただ今の議案第2号の説明に関して、担当委員より補足説明がありましたらお願いします。はい、宮上委員さん。

宮上委員

27日の午前中に、事務局と現地を見に行きました。周囲は全部田んぼを耕作しておりまして、そのど真ん中で最適な土地だと思います。また、この方は大変ネギに今力を入れておりまして、立石にもネギをたくさん植えていて、大変農業にも意欲のある方で、その点でも最適だと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりました。何かご意見はありませんか。

無いようですので、これで審議を打ち切り採決致します。

**議案第2号①**

をお諮りします。申請の通り承認する事に賛成の方は挙手願います。

挙手全員であります。よって本件は可決といたします。

山本委員さん入ってください。



次に、議案第2号②を議題と致します。事務局より説明を求めます。  
事務局。

事務局  
(出口)

はい、議案書7ページをお開きください。議案第2号② 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議5件について、ご説明いたします。

借受人、地区戎町、氏名住所は記載の通りです。担当委員さんは池委員さんになります。認定所在地は記載の通り、地目はすべて田、面積は6筆合計で9,206㎡、作物は、整理番号30-008から30-011の土地でラッキョウを行う予定です、整理番号30-012でナバナを行う予定になります。始期につきましては、平成30年7月10日。終期は、平成35年7月9日までとなっております。10aあたりの賃料は、賃貸借契約で、年間7,500円。現金での支払いとなっております。

借受人の農業経営の状況ですが、農作業従事日数250日、世帯員2名の内一人が農業従事者です。雇用労働力については、基本一人で行いますが、繁忙期には臨時雇用を行い対応するということです。家畜飼育はありません。農機具所有状況は、軽トラ1台、トラクター1台となっております。

10ページ、11ページには、整理番号30-008から30-011の航空写真、現況写真を、添付しております。また、12ページ、13ページには整理番号30-012の航空写真、現況写真を添付しております。以上、いずれも借受人は、農業基盤強化法、第18条第3項の要件の抵触も無く、要件を満たしていると考えておりますが、よろしくご審議のほどお願いします。

議長

はい、以上で説明が終わりましたが、委員さんの方から何か補足説明があれば、お願いします。

池委員

6月26日に事務局と現地の確認を致しました。特には無いです。事務局の説明の通りです。

議長

そういうことであります。ご意見はありませんかね、この件に関しまして。ありませんか。無いようですので、これで審議を打ち切り採決を致します。

### 議案第2号②

をお諮りします。申請の通り承認する事に賛成の方は挙手願います。

はい、挙手全員であります。よって本件は可決と致します。

次に議案第3号 非農地証明の審議3件についてを議題と致します。  
この案件は、谷岡委員のものとなりますので、谷岡委員の一時退席をお願いいたします。

それでは、事務局より説明を求めます。事務局。

事務局  
(岡田)

はい、説明いたします。14ページとなります。議案第3号非農地証明の審議①でございます。申請人は記載の通りでございます。大字が津呂、ダバの343番の1、地目が畑、面積が353㎡となっております。申請日が平成30年6月13日、申請地は昭和52年から親戚が住宅を建築して、住宅として使用していた。ものとなっております。15ページをご覧ください。津呂の現地の写真をつけておまして。この、申請地の部分でございますが、谷を盛土をしてまして、畑を埋めた上に宅地として現在使用している。という部分でございます。安田委員と、現地を確認しておりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

安田委員

以上で事務局の説明がおわりましたが、私も地区の委員をしておまして本人の土地ということで、私が現地に行きました。今説明の通り、もう畑ではなく、家が建っておりまして、もう、畑ではない。ということを確認したところでありまして、事務局の説明の通りであります。

議長

これについて、ご意見はありませんかね、委員の皆さん。  
無いようですので、これで審議を打ち切り採決をいたします。

#### 議案第3号①

申請の通り承認する事に賛成の方は挙手願います。  
挙手全員であります。よって本件は可決といたします。  
谷岡委員さんの入室を求めます。

次に、議案第3号②を議題といたします。事務局より説明を求めます。  
事務局。

事務局  
(岡田)

はい、説明をいたします。16ページをご覧ください。非農地証明の審議②でございます。申請人は記載の通りです。大字上野の横通2011、地目は田面積は42㎡、申請日が平成30年6月20日となっております。

すみません。下の※のところを先に説明させていただきますが、この案件は、平成29年8月に非農地証明を受けた隣地となっております。本来であれば、一緒に非農地証明の許可をもらうべきであったが、もらい忘れていた事が判明し、今回追加で申請をあげるものでございます。

内容でございます。部落から遠隔地で、耕作不利地であり、昭和47年に減反政策もあり、耕作を放棄している状態です。現在は杉、ヒノキを植樹して人工林となっております。今は、伐採等を行っている地域でございまして、最後一番上に残った、農地の審議をしていただきたいというところです。17ページが位置図となっております。益野から横道に抜ける最初のトンネルの左側の山の上であります。ここは、えーと、中山委員と確認を致しましたので、審議のほど、よろしく願います。

- 議長 はい、説明が終わりましたが、現地に出向いていた委員さんから、意見がありましたら、どうぞ。  
はい、中山委員。
- 中山委員 現地に行きましたが、田んぼじゃなく山です。木も植林して直径50cmほどのヒノキが立っちょうような状況で、田んぼやった言われたら、そうやろうか。畑と言われたらそうやろうか。という感じのところでした。到底、耕作を復帰出来るようなところではありませんでした。
- 議長 はい、そういうことであります。審議に移ります。何か、意見はありませんか、委員の皆さん。無いようですので、これで審議を打ち切り採決を致します。  
議案第3号②  
をお諮りします。申請の通り承認する事に賛成の方は挙手願います。  
挙手全員であります。よって本件は可決と致します。
- 次に、議案第3号③を議題といたします。事務局より説明を求めます。  
事務局。
- 事務局 (岡田) はい、18ページでございます。非農地証明の審議の②となっておりますが、③ですね。すみません訂正をお願いします。申請人が記載の通りでございます。場所が三崎浦3丁目3217番1、3206番2、地目が畑、面積が記載の通りでございます。申請日が6月の20日です。  
昭和59年に所有者が亡くなって以降、耕作放棄地になっており、公道に面しているため、時々、住民が草刈等を行っており、現在、駐車場等として活用している状態です。19ページをご覧ください。  
場所ですが、JAの集荷場のちょっと三崎漁港寄り、という感じでしょうか。大道りから、1本、中に入った所でございます。3206-2は家を建てた残りの農地といえますか、畑、小さい分が1筆37㎡でございます。道を挟んで3217-1の部分がありまして、かなり草が生えている状態で、何も作っていないの見受けられまして、住民が草刈等を行っておりますので、若干前の方車を止められるような状態になっておりました。現地の方は、池委員と確認を行っておりますので、審議のほど、よろしく願います。
- 議長 はい、ただ今の説明に関しまして、現地に行った委員さんより補足説明がありましたら、お願いします。  
はい、池委員
- 池委員 6月26日に現地確認を事務局と行いました。事務局の説明の通りでございます。以上です。



議長

はい、そういうことでありまして、議案について説明が終わりました。皆さんのご意見を求めますが、ありませんかね。ございませんか。

無いようですので、これで審議を打ち切り採決を致します。

### 議案第3号③

をお諮りします。申請の通り承認する事に賛成の方は挙手願います。

挙手全員であります。よって本件は可決と致します。

次に、農業振興地域整備計画の変更(農用地除外)の申請について、事務局より説明を求めます。事務局。

事務局  
(岡田)

はい、20ページでございます。土佐清水市農業振興地域整備計画の変更、農用地の除外の申請があがってきておりますので、説明を致します。

まず、場所でございます。布、ヲヲコバです。番地が2408番の3、2409番の2、2409番3、地目はいずれも畑でございます。面積が341㎡、390㎡、485㎡となっております。申請者は記載の通りでございます。除外申し出の内容でございますが、太陽光発電の、施設の整備をしたいので、除外を求める。というものでございます。

位置図をご覧ください。21ページです。長笹の地域の旧道、布側から下ノ加江に抜ける、旧道上がった所で、途中で神社がございますが、以前ご審議いただいた、太陽光発電がある、21ページの、下の地図の青い所が、太陽光が、今現在ある所でございますが、農地を挟んで右側に、今回申請をしたいという事でございます。次の22ページをご覧ください。

現況ですが、すでにもう、山林原野化しているような状態で、先ほど言った真ん中の所で果樹をしている部分を除いて、ほとんど山のような状態でした。23ページその構図を付けておりまして、次の24ページには太陽光の状況を添付しております。宮上委員と、現地を確認しておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただ今の、議案第4号の説明に関しまして、担当委員さんより補足説明がありましたら、お願いいたします。宮上委員。

宮上委員

27日の午前中に事務局と現地にまいりました。この写真のように、農地に戻せる可能性は無いのではないかと、思うような状態です。事務局の説明のとおりです。

議長

説明が終わりました。議案第4号につきまして、委員の皆さんの意見を求めます。意見はありませんね。ありませんか。

他に意見が無いようですので、これで審議を打ち切り、採決致します。

議案第4号 農業振興地域整備計画の変更(農用地除外)申請について

をお諮りします。申請の通り承認する事に賛成の方は挙手願います。  
挙手全員であります。よって本件は可決と致します。

議長

次に、議案第5号その他の件については、移ります。

次回開催日について、8月定例総会開催日は8月7日火曜日、午前10時  
土佐清水市役所 第一会議室といたします。

総会を終わるにあたりまして、一言、私からお礼を申し上げます。

3年間本当に皆さんと共に、農業振興・農業委員会の在るべき姿を、色々  
と皆さんと共に議論をし、決定をまいりました。この会をもちまして、私は  
退任することにいたします。残られる方も居られるかと思いますが、今後とも、  
農業委員会の発展を心からお願い致します。

以上で、7月定例総会を閉会いたします。